

令和5年11月・維持管理情報公開シート（安定型処分場）

施設名：(株)大成産業安定型最終処分場

会社名：(株)大成産業

①埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第6号イ）

がれき類	118.70	t
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	84.98	t
廃プラスチック類	115.24	t
金属くず	2.92	t
ゴムくず	0.00	t
上記のうち石綿含有産業廃棄物	0.00	t

②擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。（同規則第7号ロ：最終処分基準省令第1条第2項第7号（準用））

当該点検を行った年月日	別紙、施設関連点検表
当該点検の結果	同上
当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	該当なし

③残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。（同規則第7号ハ：最終処分基準省令第1条第2項第19号（準用））

当該測定を行った年月日	令和4年11月30日
当該測定の結果	62,870m ³

④産業廃棄物を埋立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋立てないこと。（同規則第7号ニ：最終処分基準省令第2条第2項第2号ロ）

当該検査の各月ごとの実施回数	136回
当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	なし

⑤浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査及び採取設備により採取された浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項（同規則第7号ホ：最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ）

「地下水」 年一回	当該水質検査に係る地下水を採取した場所	/
	当該水質検査に係る地下水を採取した年月日	
	当該水質検査の結果の得られた年月日	
	当該水質検査の結果	
「浸透水」 毎月	当該水質検査に係る浸透水を採取した場所	別紙水質検査記録
	当該水質検査に係る浸透水を採取した年月日	同上
	当該水質検査の結果の得られた年月日	同上
	当該水質検査の結果	同上

⑥地下水等検査項目掲げる項目に係る水質検査の結果、基準に適合していないとき、及びBOD又はCODに係る水質検査の結果、BODが1リットルにつき20ミリグラムを超えているとき、又はCODが1リットルにつき40ミリグラムを超えているときは、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（同規則第7号ヘ：最終処分基準省令第2条第2項第2号ヘ）

当該措置を講じた年月日	該当なし
当該措置の結果	該当なし

添付書類：維持管理基準・擁壁等点検記録

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準		措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地の周囲には、飛散防止柵(h=2.0m)を設置しますが、敷地周辺に飛散した場合は速やかに除去します。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	原則、悪臭の発生させるものは入れないが、万一、悪臭が発生した場合は原因を追求して除去します。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	万一、火災の発生した場合は管理事務所内に消火器を2個で対応すると共に防災調整池に貯留水があればポンプで消火水として使用するものとします。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	原則、害虫等の発生させるものは入れないが、万一、害虫等が発生した場合は原因を追求して除去します。
囲 い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地の周囲には、飛散防止柵(h=2.0m)及び敷地周辺に木柵を設けますが、囲いの施設を定期的に点検を行い、破損が発見した場合は速やかに補修します。 埋立終了後は植林緑化を施しますが埋立地の開口部が解るように木杭で明示して図面と整合させるものとします。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	入口付近に立札を設置するが立札が破損していないか定期的に点検して破損及び表示に変更が生じた場合は速やかに補修又は書換えをします。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	土堰堤については定期的（頻度；週1回以上）に土堰堤の破損がないかを点検して異常があれば速やかに補修を行うものとします。
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。	埋立地の手前に展開場所で搬入した廃棄物を目視により検査を行い安定品目以外の廃棄物が発見した場合については埋立できない旨を伝え持ち返らせることにします。
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。	地下水については上流および下流のモニタリング井戸を設けて地下水を採取して水質検査を行うものとします。 埋立処分開始前にモニタリング井戸で地下水等検査項目について測定したデータ記録を事務所にて保管します。 埋立処分開始後にモニタリング井戸により地下水等検査項目について1回/1年測定して記録を事務所に保管します。
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ニ)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質検査の結果水質悪化が認められた場合は、速やかに埋立作業を中止して原因を追究したうえ、必要な対策を施すものいたします。尚、その際は別紙：関係機関に連絡を密に行い報告するものとします。

	基 準	措 置 内 容
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。	浸透水集排水管の下流に設けた集水柵により定期的に採取して下記の水質検査を行うものいたします。
	(1) 地下水等検査項目 一年に一回以上	地下水等検査項目については、1回/1年実施いたします。
浸透水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ヘ)	(2) BOD又はCOD一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上	BODは1回/1月の水質検査を実施します。但し廃止時には1回/3ヶ月の水質検査を実施します。
	次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	浸透水集排水管の下流に設置した集水柵(800×800)より上記項目の頻度で水質検査を実施して異常がないかを確認します。
	浸透水に係る地下水等水質検査の結果が基準に適合していないとき。	万一、浸透水の地下水等水質検査項目及びBODの水質検査項目の結果が基準又は達成目標値に適合していない場合は埋立作業を中止して原因を追究した上で必要な対策を施すものとしします。
浸透水に係るBOD又はCODの水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値を超えているとき。		
埋立終了後の開口部の閉鎖 (第2条第2項第2号ト)	埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立終了の埋立地開口部には最終覆土として厚さ50cmの土砂で閉鎖します。
覆いの損壊防止 (第2条第2項第2号チ)	閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地には植林緑化を施して覆いの破損を防止するものとしします。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立地の残余容量については1回/1年測定して記録を保存するものとしします。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋立処分した産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物を含む)及び数量と展開検査を行った点検結果並びに石綿含有産業廃棄物の埋立した位置を示す図面を作成すると共にそれらの記録については最終処分場の廃止までの間は事務所にて保存します。